

○財務省告示第三百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年十一月三十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	四七トン
三	一四トン
四	二三、四八一トン
五	八〇三トン
六	二六トン
七	四トン
八	三二三トン
九	二七、五八四トン
一〇	四、八一トン
一一	一〇、三三九トン
一二	四三、六六六トン
一三	三、一六五、三二六トン
一四	七三三、三一七トン

二九	一六〇トン
二八	六・二トン
二七	六、一五九トン
二六	一、八七八トン
二五	〇トン
二四	五五トン
二三	三、〇九〇トン
二二	一七六トン
二一	二〇、二二四トン
二〇	四三九トン
一九	八五二トン
一八	七、八〇四トン
一七	五八、六八九トン
一六	七、五七四トン
一五	七九六トン
一四の二	三二九、〇九三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	三、一五八、九八一トン
一四	二五一、五八七トン